

直接侵害の成否の判断（方法発明の構成要件の一部のみを被告が実施）

大阪地方裁判所

平成29年（ワ）第10716号 特許権侵害差止等請求事件

令和3年2月18日判決言渡

（この大阪地方裁判所の判決は、知的財産高等裁判所により維持された（平成29年（ワ）第10716号））

2021年5月14日

三好内外国特許事務所

弁理士 木村達哉

編集：弁理士 廣瀬文雄

第1 事案の概要

本件は、発明の名称を「手摺の取付装置と取付方法」とする特許第5330032号（本件特許）に係る特許権（本件特許権）を有する原告が、被告の製造、販売する製品（被告製品）に係る方法（被告方法）は本件特許に係る特許請求の範囲請求項1記載の発明（本件発明）の技術的範囲に属するとして、被告に対し、本件特許権に基づき被告製品の製造、譲渡、譲渡の申出及び被告方法の使用の差止並びに被告製品の廃棄等を求めた事案である。

被告は、被告製品である手摺を製造、販売した。被告製品は、被告方法によりベランダに取り付けられるものである。被告製品の取付けに当たり、被告は、被告方法のうち、手摺本体にガラス取付枠を取り付ける施工までを行い、その後のガラス取付作業は、別の施工業者によって施工されている。

本判決では、被告方法は本件発明の技術的範囲に属すると判断し、被告は本件特許権の直接侵害に当たる行為をしていたものと判断した。

第2 判決

- 1 被告は、被告製品を製造し、譲渡し、又は譲渡の申出をしてはならない。
- 2 被告は、被告製品を廃棄せよ。
- 3 被告は、被告方法を使用してはならない。
- 4 被告は、原告に対し、5481万9267円及びうち以下の各金員につき、これに対する各記載の日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第3 理由

本件発明の構成要件（骨子、図参照）

A ベランダのパラペットP上に長手方向に所定間隔おきに手摺支柱1を立設し、これら手摺支柱1の上端部に手摺笠木2を架け渡すことによって手摺本体3を形成してなる手摺の取付方法において（図1）、

B 手摺本体3の室外側に上枠5と、下枠7と、左右側10、11とからなるガラス取付枠14を設け（図1、図2）、

C 各ガラス板12間に目地枠13を用い（図1）、

D 手摺支柱1の室外側側面に係止爪15が突設され（図5）、

E 目地枠13の室内側側面に被係止爪16が突設され（図5）、

F 最初のガラス板12の上縁部12aを上枠5の嵌合溝4に嵌合し（図3）、

G ガラス板12の下縁部12bを、下枠7の嵌合溝6に嵌合することによってガラス板12を上下枠5、7間に嵌め込み（図2、図3）、

H ガラス板12を左右側10、11の嵌合溝8に嵌合し（図5）、

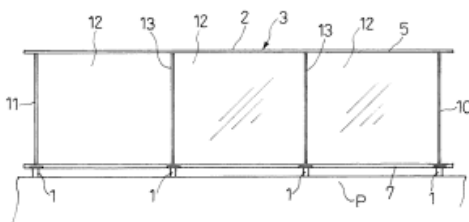
I 目地枠13を最初のガラス板12の側縁部12dに係合させ（図5）、

J 次のガラス板12の側縁部12cを前記目地枠13に係合保持させ（図7）、

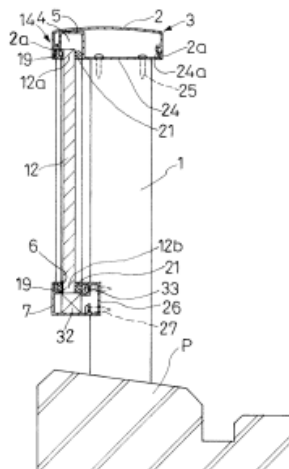
K このようにして複数のガラス板12と目地枠13を交互にガラス取付枠14に室内側から取り付けることによって、手摺本体3の室外側長手方向に複数のガラス板12を連続して取り付ける（図7）

L 手摺の取付方法。

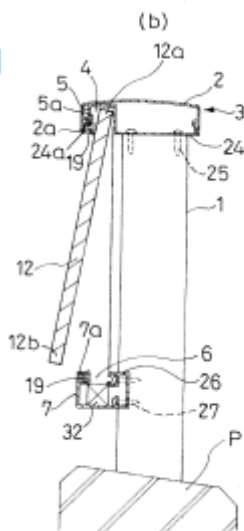
【図 1】



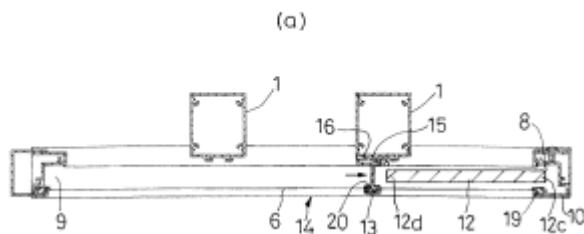
【図 2】



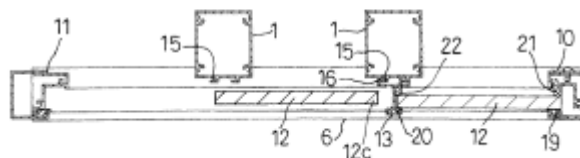
【図 3】



【図 5】



【図 7】



本件発明の技術的範囲への属否について

被告は、被告製品を販売し、被告方法（「第 1 事案の概要」参照）のうち、手摺本体にガラス取付枠を取り付ける施工（構成要件 A 及び B に相当する作業）までを行い、ガラス取付作業（構成要件 C～K に相当する作業）は別の施工業者によって施工されている（なお、弁論の全趣旨によれば、被告は、ガラスの販売は行っていないものと認められる。）。

もっとも、証拠によれば、ガラス取付作業に当たる施工業者は、被告製品を使用して、被告の指定した被告方法により、被告の作業に引き続いて取付作業を行ったものと見られる。この点で、被告とガラス取付作業に当たる施工業者とは、共同して被告方法を実施していたものと評価できる。

したがって、被告は、本件特許権の直接侵害に当たる行為をしていたものと認められる。

第 4 考察

方法発明における一部の工程を被告以外の者が実施している場合に直接侵害を認めた判決としては、いわゆる道具理論（被告の協力者を被告の道具と見る理論）を用いた東京地判平成 13 年 9 月 20 日（平成 12 年（ワ）第 20503 号、「電着画像形成方法」事件）があるが、本判決でも、被告は被告方法の工程の一部のみしか行っていないが、「被告とガラス取付作業に当たる施工業者とは、共同して被告方法を実施していたものと評価できる」として被告による直接侵害が認定されている。

侵害訴訟実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

